

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

		連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
各連結法人における試験研究費の額		1	円	平均売上金額	平均売上金額	円
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額				平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額		
試験研究費の額	各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(六)「12」)	2		平均売上金額の10%相当額	$(6) \times \frac{10}{100}$	7
試験研究費の個別増加額	試験研究費の個別増加額 (1) - (2)	3		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額	(1) - (7)	8
試験研究費の個別増加額の合計額	試験研究費の個別増加額の合計額 (各連結法人の(3)の合計)	4		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額の合計額	(各連結法人の(8)の合計)	9
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額	試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(五)「18」) $\times \frac{(3)}{(4)}$	5		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額	(別表六の二(五)「18」) $\times \frac{(8)}{(9)}$	10
				当期控除額の個別帰属額	((5)の金額又は(10)の金額)	11

別表六の二（五） 附表の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第9項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。